



令和 7 年 6 月 18 日

広島労働局長
小沼 宏治 殿

広島地方労働審議会
会長 野北 晴子

広島県和服裁縫業最低工賃の改正決定について（答申）

本審議会は、令和 7 年 1 月 29 日付け広労発基 0129 第 1 号をもって諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

広島県和服裁縫業最低工賃

1 適用する家内労働者

広島県の区域内で和服裁縫業に係る業務(手縫いによる業務に限る。)に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1)次の表の左欄に掲げる品目に応じ、1枚(名古屋帯及び袋帯にあつては1本)につき、右欄に掲げる金額

(2)最低工賃額が適用される業務は、次のとおりである。

生地:絹(表生地が絹90%以上)

工程:裁ち合わせ、地直し、縫製及び押しの全ての工程

品 目	金 額
振りそで	25,000円
留めそで	28,000円
羽織	12,000円
訪問着	23,000円
付け下げ	16,000円
長着	14,000円
長じゅばん	9,000円
喪服	17,000円
道行コート・道中着	16,500円
名古屋帯	4,300円
袋帯	4,200円

4 効力発生の日

法定どおり